

四 班長は、班の事務を掌理する。

(雑則)

第四 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必

要な事項は、対策本部長が定める。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

〔町有 昭37「矢吹町会議録」抜粋〕

5 社会福祉

五一七〔昭和二十七年三神村社会福祉関係報告〕

社会

戦後わが国社会福祉事業は全く面目を一新し法制も逐次整備せられて参ったのであります。

即ち昨年十月には社会福祉事業の共通的基本事項を規定した社会福祉事業法が制定されこれに伴い福祉三法と称せられる生活保護法・児童福祉法・身体障害者福祉法が改正されその適正な運営を図りつつ民間社会福祉事業につきましては地域社会の組織化運動が展開され本村においては民生委員会を中心に社会福祉協議会の結成を致しそれに続いて未亡人会、日赤奉仕団、身体障害者福祉会、遺族会、児童福祉審議会等社会福祉団体の結成を致し、これ等福祉団体は三神村の福祉のため日夜努力精進を続けている。

生活保護事務

社会福祉の三大法律である生活保護法関係については前年に比しこの法の適用請求者が増加の傾向を辿っている。

昭和二十七年の保護状況は左の通りである。

月別	世帯数	生活扶助	教育扶助	住宅扶助	合 計
四	二四	三、七、一八四	二六、〇四三	円	六三、三七
五	二四	四、〇、三三〇	四、五、〇〇〇	円	四八、八〇
六	二五	四、三、三三〇	六、三、七四	円	四八、九〇四
七	二七	四、五、〇二	六、六、二四	円	五、一二五
八	二七	四、五、〇二	六、六、二四	円	五、一二五
九	二七	四、三、六九七	六、三、五六	円	四九、〇三
一〇	二七	四、三、六九七	六、三、五六	円	四九、〇三
一一	二七	四、三、八〇	六、四、七四	円	五、三、三四
一二	二七	四、九、九七四	六、四、七四	円	五、五、三八
一	二九	四、二、五九	六、九、九七	円	六、三、五六
二	二六	四、四、九〇	六、八、八二	円	六、一、八二
三	二六	四、四、九〇	一、九、〇四三	円	七、四、〇三
計	三〇	五、四、三三	一〇八、九八六	四〇〇	六三、六八九

身体障害者福祉事務

身体障害者福祉制度については従来ともすれば不具をきにし社会の片隅で淋しく生活をして居る人々のために政府は身体障害者福祉法を施行身体障害者の更生を援助しその更生のために必要な保護を行い進展されて来ましたが本村の身体障害者の福祉につい

ては充分とは言えない実情にあったが昭和二十七年には身体障害者福祉会の結成を致し趣旨の徹底をはかり障害者の援護の第一歩である身体障害者手帳の交付申請を一齐に実施致しました。

身体障害者手帳交付申請状況左の通り

手帳交付申請者	障害の種類				肢体不自由 計
	七名	視覚障害			
		二名	聴覚障害		
			言語障害		
			〇名		
六名					
七名					

〔町有 昭28「三神村会議録」抜粋〕

五一八〔昭和二四年矢吹町児童福祉審議会設置〕

六 児童福祉審議会設置

児童福祉法に依り昭和二十四年十二月二十七日児童福祉審議会を設置す

〔町有 昭25「矢吹町会議録」抜粋〕

五一九〔昭和二八年矢吹町社会福祉協議会助成〕

議案四十七号

社会福祉法人矢吹町社会福祉協議会助成ノ件

右福祉協議会が昭和二十九年に於て矢吹町養老園創設経営するので設備費中同年度に限り金四十八万五千円町費から支出助成するものとする。

理由

生活保護法による施設で老衰のため生活力を失った身寄なく又あつても扶養する力がないので困窮している老人を希望によって収容し生活扶助を行う目的と使命に賛同助成するものとする。

昭和二十八年八月四日提出

矢吹町長 大木 代 吉

〔町有 昭28「矢吹町会議録」抜粋〕

五二〇〔昭和三十一年身体障害者自転車税免除請願〕

請願書

身体障害者に対する地方税（自転車）の免除措置

置について

私共身体障害者の更生援護につきましては絶えず特別の関心を寄せられ種々御援助御指導を頂き、其の御厚情に對しましては、常々深く感謝致しておる所であります。今更申上るまでもなく、私共は身体障害者福祉法に基く援護措置に甘んずることなく、自らも社会的資源や残存能力を充分に活用し、障害の克服に邁進し通常人と変らざる社会人となるべく、最善の努力を続けて居る次第であります。私共にとって機能喪失を補う最も身近かにして生活力の増進を図る手段としては、自転車の利用であります。昭和三十年までは、地方税法による自転車税は普通人同様に賦

課されて居りますために、私共身体障害者にとりましては、この僅かな税金の納入でさへも容易ではありませんので、今後身体障害者自身の乗用する自転車に限り税免除の特別措置を講じて頂ければ、私共障害者の活動力は一層活潑化すべく、しかもこの恩典は我等に最大の福利をもたらし大いに発奮せしめる力となるものと確信する所であります。

既に福島市、若松市、平市、郡山市、白河市、相馬市、原町市、鹿島市、外七ヶ村、二本松等、各市町村に於ては、早くは昭和二十九年度より自転車税の免除を実施せられ、障害者に多大の福音を与へて居ります。本町も財政難の折柄洵に恐縮ではありますが、社会福祉の町として全国的に著名な町として、右の事情御賢察の上、是非昭和三十一年度より自転車税免除措置を講ぜられませう様、町議会に於て特段の御審議下さる様懇願いたしたく茲に矢吹町地区身体障害者福祉会長等連署を以て、請願申上げる次第であります。

昭和三十一年二月二十四日

矢吹町身体障害者友愛十文会長 渡辺 綱 重

三神地区身体障害者福祉会長 堀 井 要 一

中畑地区身体障害者福祉会長 水 戸 政 一

矢吹町議会議長

石 井 兵 庫 殿

右紹介議員

矢吹町議會議員 藤 田 政 雄

同 小 川 吉 重

矢吹町身体障害者概況

地 名	会 員 数	自 転 車 乗 用 者 数
矢吹地区	一二四	五〇
三神 "	六三	二一
中畑 "	六七	二四
計	二五四	九五

〔町有 昭31「矢吹町会議録」抜粋〕

五二一〔昭和二十四年町立矢吹保育所設置〕

議案三十二号

矢吹町立矢吹保育所設置の件

矢吹町立矢吹保育所を左記により設置するものとする

記

一、設置の場所 矢吹町大字矢吹字西側一番地

敷地 約二百五十坪

矢吹町立小学校運動場に隣接する

二、建物 矢吹町有旧授産所を移転改造増築する

建坪約一〇〇坪
三、経 費 総額金二百六十万六千円也
但し建築並に設備費一切

内 訳

国庫補助 八〇三、〇〇〇円
県費補助 四〇一、五〇〇円
町負担金 四〇一、五〇〇円

昭和二十四年四月二十八日提出

〔町有 昭24「矢吹町会議録」抜粋〕

五三二〔昭和三十一年矢吹町保育所設置条例〕

矢吹町保育所設置条例

第一条 本町に町立保育所を設置し児童福祉法に依る事業を行ふ

第二条 保育所は矢吹町大字矢吹字西側七十七番地に置く

第三条 保育所に入所する児童は児童福祉法二十四条に規定する法該当児童を以つて之に充てる 但し収容人員に余裕ある場合は一般児童の入所を許す年令は満二歳より就学前迄とする

第四条 保育所の収容定員は児童福祉基準に依り百三名とする

第五条 保育所の保育時間は八時間とする 但し保護者の事情により之を超える事が出来る

第六条 保育所に左の職員を置き福祉事業を担当せしめる
所長一名 主事一名 保母四名 嘱託医一名 調理士一名

士一名

第七条 保育所の休日は毎週日曜の外祝日正月お盆その他必要と認められた日

第八条 第三条に依り入所したる者は児童福祉施設最低基準令に依り費用の一部若くは全部を負担するものとする

第九条 この条例に関する必要なる規程は別に之を定める

附則 一、この条例は公布の日から施行する

二、矢吹町保育所設置条例（昭和二十六年矢吹町条例一八号）は廃止する

矢吹町保育所規程

第一条 本園は児童福祉法第二十四条により保護者の労働疾病其の他の理由によつて保育に欠ける児童を保育し児童の心身の健やかな発達を図ると共に社会に適應するよう育成するを以つて目的とする

第二条 本園は満二歳以上就学前の幼児を収容しその収容順位は次によるものとする

一、児童福祉法第二十四条により町長が入所の措置をとりたるもの

二、その他保育に欠けるところがあると認められるもの

第三 本園は矢吹町々営とし矢吹町保育所と称する

第四 本園を西白河郡矢吹町大字矢吹字西側七十七番地に置く

第五 本園の定員は児童福祉施設最低基準により定められた数とする

第六 第二条第一項一号の児童の外本園に入園せんとするものは保護者より入園願を出さなければならない

第七 町長が児童福祉法第二十四条の措置を要しないと認めるに至ったときは保護者は児童を退園させなければならない 但し保護者に於いて尚入園を希望する場合には一般児として取扱う事が出来るがこの場合は収容定員に余裕あるときに限るその他児童を退園せしめんとするときはその旨保護者より届出なければならない

第八 本園の保育課程は左によるものとする

一、遊戯 二、手技 三、談話 四、唱歌 五、観

察 六、その他健全なる育成に必要な事項

第九 本園の保育時間は八時間とする 但し保護者の家庭

事情により八時間を超えることが出来る

第十 本園に於いて毎年二回以上児童の健康診断を行う外児童の健康並に衛生の向上をはかるため各種の施策及び事業を行うものとする

第十一 本園の休日を左の通り定める

日曜日 国民の祝日 正月（三日間） お盆（三日間） その他必要と認められた日

第十二 本園の保育料は児童福祉施設最低基準により定められた児童福祉法第二十四条の規定による措置のため要する費用の限度とする 但し特別の事情あるものについてはこの限りではない

第十三 本園の保育料は毎月十五日までにその前月分納入するものとする 但し町長の措置によるものにして費用を負担するものについては町長の納入告知書により定められた日までに町金庫に納めるものとする

〔町有 昭31「矢吹町会議録」抜粋〕

五三 〔昭和三十一年季節保育所開設〕

季節保育所開設について

農繁期に於ける児童の保護についてはかねてから要望がありましたので本年は左記の通り臨時保育所を開設して、お子さん方の

お世話をする事になりました。

矢吹地区 第三区 公会堂

〃 柿ノ内 共同作業所

〃 田内 社務所

中畑地区 大畑 公民館

〃 松倉 〃

三神地区 三城目 学校山

〃 神田 慈眼寺

〃 明神 分教場

計八ヶ所で開設に当りましては地元区長、民生委員、婦人会等の方々に絶大なる御協力を賜り感謝致します。

尚COC援助物資としてミルク一箱が無料で配分になりました。御知らせ致します。

〔昭31・6・10「広報やぶき」抜粋〕

五二四〔昭和三十一年季節保育所記録〕

四、農繁期保育所の開設状況 自六月一日 至六月十日

矢吹地区	三ヶ所	延取扱人員	一、〇〇〇	期間	一〇日
中畑地区	二ヶ所	同	八〇〇	同	一〇日
三神地区	三ヶ所	同	一、一〇〇	同	一〇日

〔町有 昭32「矢吹町会議録」抜粋〕

五二五〔昭和四十七年保育所に乳幼児部付設〕

矢吹町保育所条例の一部を改正する条例

矢吹町保育所条例（昭和三十九年矢吹町条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

名 称	位 置	定 員
矢吹保育所	矢吹町大字矢吹字大林〇番地	一三〇名

附則 この条例は、公布の日から施行し昭和四十七年十月一日から適用する。

（注）乳幼児部増設にともない二十名を増員した。当時乳幼児部は近隣には設置されていない。

〔町有 昭47「矢吹町会議録」抜粋〕

五二六〔昭和二十七年町営矢吹町母子寮設置〕

議案第三号

町営矢吹町母子寮設置の件

児童福祉法施行令第三十七条の規定に基く町営矢吹町母子寮を左記に依り設置するものとする

昭和二十七年二月二十九日提出

矢吹町長 大木代吉

記

矢吹町母子寮規模

一、木造瓦葺平屋建二棟

二、建坪二二坪二合五勺

三、敷地六〇〇坪

四、構造二十世帯収容する

五、設置の場所矢吹町大字矢吹字大林一六五番地

六、設置費 総額 五、五〇三、四三〇円

内国庫補助 二、七五一、七一五円

県費補助 一、三七五、八五七円

町費負担 一、三七五、八五八円

七、時期 昭和二十七年四月着工（予定）

以上

〔町有 昭27「矢吹町会議録」抜粋〕

五二七 〔昭和四十七年母子寮二十周年記念〕

苦節二十年を偲ぶ

母子寮の二十周年記念

昭和二十八年に矢吹町母子寮が設立されてから今年でちょうど二十年、戦後の激動の中にひっそりと、しかも脈々と息づいてきた母子寮、当時の人々の苦節が偲べれます。貧困と戦い、孤独に打ち勝ってきた強い心、この中にこそ現代の日本を築きあげた不

屈の精神力の芽ばえがあったと言っては過言であろうか。

町ではこれを記念して、十一月三日当時の在寮者を招き記念式典を挙行、福祉行政の難しさと重要さをかみしめていました。

昭和二十七年六月七日、当時の大木町長は児童福祉法に基き、母子寮設置の件を町議会に提出、その議決を得て、昭和二十八年六月一日設置認可、同十五日矢吹町母子寮が開設されたのであります。以来この母子寮を巣立った人は五十三世帯、百六十八名を数えています。現在は五世帯、十二名の入居者が住んでいます、これまでに退寮した人たちは、現在は子供や孫に囲まれて幸せに暮しているものの、当時の思い出が忘れられず、毎年在寮者の子供たちにプレゼントするなどその絆は母子寮の続く限り絶えることはないであろう。

記念式典の席上、何十年かぶりに再会した人たちはお互いの手を取りあい、昔日の苦勞を懐しく語り合っている姿が印象的でした。

なおこの記念式典にあたり、町では援護更生に協力して下さった次の方々に感謝状を贈り表彰しております。

▽関根 ツヤさん（矢吹町小松）在寮者に対する慰問と生活援助

▽佐久間 マッさん（矢吹町西側）敷地内に記念植樹

▽市島 政秋さん（矢吹町中畑新田）在寮者に対する更生と援助

〔昭47・12・1「広報やぶき」抜粋〕

五二八 〔昭和四五年福寿会館開所〕

町からでっかい贈物

おとしよりに『福寿会館』

老人達があつまって仕事などをしながら楽しめるようにと県下にさががけて、矢吹援産所となり矢吹町老人簡易授産所「福寿会館」が開設され、さる九月七日開所式が行なわれました。

これは、家庭での孤独感を解消し、老人特有な才能や技能の発揮によって、楽しい老人生活を送ってもらおうと、旧授産所の一部を改築したものです。

この「福寿会館」はおとしよりが気軽に趣味や娯楽をたのしみ、さらに「日曜大工」とよばれる簡単な工作などをして、老後の生活に希望をもってもらおうという目的でつくられたものです。

福寿会館設置費として五十九万円（内県補助十二万五千元）があてられ、二十五万円が改築費に、残りは、備品や運営資金として、使われます。

同館は、大広間百三十二平方呎（四十坪）、小会議室十九・八平方呎（六坪）、日本間三十九・六平方呎（十二坪）、土間九十九・一五平方呎（三十坪）その他、備品、用具については、随時取

り揃えます。

なお、管理は、福祉協議会が行ない、運営は、老人クラブ連絡協議会長（藤田勝次氏）が行なって書画、彫刻、俳句、民謡等を楽しみ、会員の希望によっては、研修会、講演会等も行ないます。

〔昭45・9・20「広報やぶき」抜粋〕

五二九 〔昭和四九年矢吹町老人医療費の助成に関する条例〕

〔抄〕

矢吹町老人医療費の助成に関する条例

（目的）

第一条 この条例は、老人福祉法（昭和三十八年法律第一三三号）に定めるもののほか、矢吹町の老人に対し医療費の一部を助成し、もって老人の健康の保持を図ることににより、老人の福祉を増進することを目的とする。

（定議）

第二条 この条例において「老人」とは、矢吹町の区域内に住所を有する七十歳以上の者及び六十五歳以上七十歳未満のねたきり老人等（国民年金法別表に該当する程度の廃疾の状態にある者をいう。）であって、国民健康保険法（昭和三十三年法律第一九二号）による被保

險者または社会保険各法による被扶養者である者のうち、老人福祉法第十条の二第三項の規定により老人医療費を支給されない者。ただし、生活保護法（昭和二十五年法律第一四四号）の規定により保護を受けている者は、この限りでない。

（注）所得制限を撤廃し、すべての老人に対して医療費の一部助成を実現したことは当時としては他に先がけての施策であった。

〔町有 昭49「矢吹町会議録」抜粋〕

五三〇〔昭和四九年愛のベル設置〕

一人暮らし老人に愛のベルを贈る

最近老人福祉問題についてはいろいろと処遇が改善されてきましたが、一人暮らし老人またはねたきり老人等に対する援護対策についてより以上考えていかねばなりません。

現在町ではねたきり老人に対しては家庭奉仕員が随時お世話をしていますが、人手不足のためなかなか容易ではありません。

よく新聞などで一人暮らし老人が死亡し、十日間も発見されなかったり、身体が不自由なため焼死するという記事が報じられます。町ではこうした事故を未然に防止するために、昨年隣家との連絡ができるようにインターホンを三人のお年寄りの家庭に取り付けました。

そして本年度は歳末助け合い運動の中で一人暮らし老人に「愛のベル」を贈ることを計画しましたところ町民の善意のご協力により十五人の家庭に取付けることができました。謹んで感謝いたします。

この愛のベルは両方の家庭にベルを取付けお互いに連絡ができるようにしたものです。

矢吹町には現在一人暮らし老人三十名、ねたきり老人三十二名おられます。これらの老人が町民のご協力により日々が明るく楽しく暮せるようお願いします。

社会福祉協議会長 仲 西 藤 次

〔昭49・3「広報やぶき」抜粋〕

五三一〔昭和三十五年矢吹救護院天風寮設置〕

議案第五十八号

緊急救護施設設置の件

生活保護法第三十八条の規定に基づき十八歳以上の精神薄弱者を收容しその更生を援助すると共に必要な保護を行い精神薄弱者の福祉を図る目的を以て緊急救護施設を本町に設置するものとする

昭和三十五年九月二十六日提出

矢吹町長 野 木 忠 房

議案第五十九号

緊急救護施設建設工事執行の件

生活保護法第三十八条に基く緊急救護施設を下記のとおり建設するものとする

記

一、工事の名称 緊急救護施設

二、場 所 矢吹町大字矢吹字八幡地内

三、工事内容 耐火構造ブロック平家二二五坪

内訳 監理棟 三八・二五坪

第一棟 一二二・〇〇坪

第二棟 四三・七五坪

渡り廊下 一二・〇〇坪

物 置 九・〇〇坪

計 二二五・〇〇坪

四、工事費及財源内訳

総工事費 一〇、一二五、〇〇〇円

同庫補助 五、〇六二、五〇〇円

県費補助 二、五三一、二五〇円

町 費 二、五三一、二五〇円

五、契約の方法 指名競争入札

但し予定価格に達しないときは随意契約とする

六、工事執行予定期間

昭和三十五年十一月上旬 着工

昭和三十六年三月末日 竣工の予定

昭和三十五年九月二十六日提出

矢吹町長 野 木 忠 房

(注) 業務開始昭和三十六年六月一日

[町有 昭35「矢吹町会議録」抜粋]

五三二〔昭和四十七年町立矢吹救護院天風寮移管〕

議案第八十七号

矢吹救護院設置条例を廃止する条例について

矢吹救護院設置条例を廃止する条例を、次のように制定するものとする。

昭和四十七年十二月二十一日提出

矢吹町長 仲 西 藤 次

矢吹救護院設置条例を廃止する条例

矢吹救護院設置条例(昭和三十六年矢吹町条例第十一号)は廃止する。

附則

この条例は、社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第三十二条の規定による成立の日の前日から施行する。

議案第八十八号

財産の無償譲渡について

次の土地、建物が無償譲渡することについて、地方自治法第九十六條第一項第六項の規定により、議会の議決を求める。

記

土地

所 在 地	地 番	地 目	地 積
矢吹町大字矢吹字八幡	六番云	宅 地	四六三・三五 [㎡]

建物

所 在 地	用 途	構 造	床 面 積
矢吹町大字矢吹字八幡三番云	本 体	コンクリート ブロック造 葺、平家建	建面積 七三・三五 [㎡] 延面積 七三・三五 [㎡]
〃	倉 庫	コンクリート ブロック造 葺、平家建	九・九二
〃	住 宅	木造亜鉛メ ッキ鋼板葺、平 家建	三三・〇三
〃	集会室 霊安室	コンクリート ブロック造 葺、平家建	二四・七七

譲渡の相手方 社会福祉法人矢吹救護院天風寮

譲渡の時期 社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）

第三十二条の規定による成立の日の前日

用途指定 社会福祉法人矢吹救護院天風寮の基本財産として

使用すること。

昭和四十七年十二月二十一日提出

矢吹町長 仲 西 藤 次

〔町有 昭47「矢吹町会議録」抜粋〕

五三三「福島県矢吹更生寮概要」

施設の概要

一、目的

精神薄弱者福祉法第十九条の規定に基づいて設置された更生施設で、満十五歳以上の精神薄弱児を対象とし、将来社会活動に参加可能と認められる者を収容し適切な管理と指導をおこない、社会的自立更生を図ることを目的とする。

二、沿革及び設備内容

(一) 設置主体 福島県

(二) 経営主体 社会福祉法人 福島県社会福祉事業団

(三) 所在地 福島県西白河郡矢吹町大字矢吹字八幡二八の

(四) 施設規模 敷地二〇、一九九・五一²m²

建物 一、〇四三・四三²m²

(五) 着工年月日 昭和三十七年一月五日

(六) 竣工年月日 昭和三十七年六月三十日

(七) 開寮年月日 昭和三十七年十一月五日

施設名称 福島県矢吹更生寮

(八) 施設移管 昭和四十二年九月三十日 福島県社会福祉事業団へ施設運営受託事務引継

(九) 収容人員 昭和四十八年五月一日

七十名(男四十名 女三十名)

〔福島県矢吹更生寮「要覧・沿革綴」抜粋〕

五三四 〔福島県白梅荘概要〕

福島県後保護指導所概況

一、設置主体 福島県

二、所在地 福島県西白河郡矢吹町大字中畑字鍋内八三番地

三、目的 結核回復者を収容し、これに対して医療管理及び職業訓練を行い、以て社会復帰を容易ならしめる。

四、設置及び事業開始 昭和三十年九月一日設置

昭和三十年九月一日事業開始

五、施設規模

(一) 敷地 九、三二三坪

(二) 収容人員 七十名

(三) 収容期間 一ケ年

六、職業指導訓練科目

(一) 洋服洋裁科 四十名

(二) 謄写筆耕科 十名

(三) 電気機器ラジオ科 十名

(四) 竹工芸科 十名

昭和四十八年五月一日 福島県社会福祉事業団に移管

社会福祉法人 福島県白梅荘となる。

精神薄弱児更生施設として工作科、園芸科、縫製科を置く。

〔福島県後保護指導所の概況〕抜粋

6 社会運動

五三五 〔昭和二三年矢吹町経済振興会請願〕

議案第三十二号

請願書審議の件

矢吹町経済振興会から左記の通り請願があつたから審議するものとする